嚴屋明神社 「山科西の山にあり。 鳥居の額、 嚴屋大明神石野宰相基顕卿の筆。 社記曰、 祭神宮道祖神、 寛平十年

の勧請なり。土人生土神とす、例祭九月十六日、神与二基〕

大石屋舗 **[岩屋明神の鳥居のまへ、** 北側薮の内にあり。 赤穂大石内蔵介良雄浅野家断絶の後潜居す。あかはおほいしく らのすけよしを あさの け 当村市川氏の

家蔵に大石が遺物少々ありといふ〕

近年碑銘を建る。其文曰、

是故赤穂侯重臣大石良雄所 仮居 之処也。 如 ...其忠精光誥既伝而膾. |灸人口||不||復贅||焉。 鳴呼百載之下其人与」骨皆

已朽 矣。 雖 則其人与」骨皆已朽 矣乎。 毎履 其地 |而恩||其人||懍々如 有 生気。 豈非. |其忠精所\_激名声不\_朽者| 乎。

今也 強い石以 公誌焉。 顧当后之過」此者乃有」涕以従焉矣。 銘曰焦」心飲」胆。 薄言潜鋩。 死而不」死。 名姓永光。 建レ石

者為い誰。 武府人孫八宮部義正。 同所恵五郎上田正。並書」之者為」誰。伏水人龍公美子玉也。于時安永四年乙末■。

田村麿墳 〔栗栖野村の南、 勧修寺道の東、 町許にあり〕 伝曰、坂上田村将軍は贈大納言苅田丸の二男にして、嵯 さかのうへのたむらしゃうぐん ぞうだいな ごんかりた まる

峨天皇弘仁元年の正三位に叙し、 中納言に任じ、 同年九月に大納言兼右大将に任ず、 同二年五月廿三日奄然として薨じ

給ふ。〔年五十四〕勅して贈物を賜ふ。〔絹六十九疋、 調布一百段、 商布四百九十端、 米七十斛、役夫二百人、延喜式出〕

なり。 怒れば則猛獣も忽斃る、咲ば則稚子も早懐く。面色桃花の色春ならずして常に紅なり。 眸をうつし、 چ ه め、 の宣命を賜ふ、同日山城国宇治郡栗栖野に葬る。〔馬背坂といふ〕勅によつて甲胄兵杖剣鉾弓箭糒鹽等を調て合葬せしの宣命を賜ふ、同日山城国宇治郡栗栖野に葬る。〔馬背坂といふ〕勅によつて甲胄兵杖剣鉾弓箭糒鹽等を調て合葬せし 桓武帝第八の皇子葛井親王は、 田村将軍 王城に向はしめこれを■す。爾後国家の非常天下に災害ある時は、 武術は世に称じて勇威人に踰たり、中華の文を学で張良が武略蕭何か仁智を兼たり。或曰、坂上田村麿は毘沙門 **鬢は黄金の線を懸たるが如し。** 現存の時は、 躯の長五尺八寸胸の厚一尺二寸、向ふて見れば、 田村丸の妹全子女御の誕給ふ所なり。天皇政を聴給ざる事一日、 重する時は二百一斤、軽する時五十四斤、 塚の内鼓を打が如し、 偃が如し背て見れば俯が如し。 到節性を持ひ松色冬を送て独翠 動静機に応じ軽重こゝに任す。 あるひは雷電の如しとい 同五月廿七日贈従二位 眼 は蒼鷹の

野色山 〔小野の南にあり。小野小町年老て此ほとりにさすらひしといふ。土人謬て夜色山とよぶ〕。

天の化身にして、

国家を擁護し給ふとぞ聞し。

著聞集日 帝の妃も漢王周公の妻も、 小野小町若くて色を好しとき、もてなしけるありさまたぐひなかりけり。 いまだ此おごりをなさずと書たり。 かゝれば衣には錦繍のたぐひをかさね、 壮衰記といふものに云、三皇五 食には海陸

けたりし程に、十七にて母をうしなひ、十九にて父にをくれ、廿一にて兄にわかれ、廿三に弟をさきだてしかば、

の珍物をとゝの

身には蘭麝をかほらし、

口には和歌を詠じて、

万の男を賎くのみ思ひくだし、

女御后に心をか

単孤無類の独人と成てたのむかたなかりき。いみじかりつる栄日毎におとろへ、花やかなりしかほばせ年~~にす

たれつゝ、心をかたるたぐひもうとくのみなりしかば、家はやぶれて月のみむなしくすみ、庭はあれてよもぎふい

たづらにしげるまでになりければ、文屋康秀が参河椽にくだりけるにさそはれて、
ぶんやのやすひで

わびぬれば身をうき草のねをたへて誘ふ水あらばいなんとぞ思ふ(小 野 小 町

とよみて次第におちぶれゆくほどに、はてには野山にぞさすらへける。人間の有さま是にてしるべし云々。